

令和 2 年 国 勢 調 査

従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果

結果の概要

目 次

結果の解説

I 従業地・通学地別人口	3
1 従業地・通学地別人口	3
2 都道府県別の従業地・通学地別人口	4
II 昼夜間人口比率	6
1 都道府県別昼夜間人口比率	6
2 政令指定都市及び東京都特別区部別昼夜間人口比率	8
3 市区町村別昼夜間人口比率	16

参考

令和 2 年国勢調査の概要	18
従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果における 不詳補完値の算出方法	20
令和 2 年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧	21

令和 4 年 7 月 22 日

従業地・通学地による人口・就業状態等集計とは

当該集計は、全ての調査票を用いて、従業地・通学地による人口の構成や現在住んでいる市区町村と従業地・通学地の市区町村との関係などを集計した結果である。この結果によって、昼間人口や昼夜間人口比率などを把握することができる。

これらについての詳細な結果は、下記URL（政府統計の総合窓口（e-Stat））を参照のこと。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00200521>

用語の解説

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が仕事をしている場所又は通学者が通学している学校の場所をいい、次のとおり区分している。なお、外勤の職員、運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。

区分	内容
自市区町村	従業地・通学地が現在住んでいる市区町村と同一の市区町村の者
自宅	従業地が自宅の者
自宅外	従業地・通学地が「自宅」以外の者
他市区町村	従業地・通学地が現在住んでいる市区町村以外の者
県内	政令指定都市に住んでいる者のうち、従業地・通学地が同じ市内の他区の者 東京都特別区部内に住んでいる者のうち、従業地・通学地が他区の者
自市内他区	
県内他市町村	従業地・通学地が同じ都道府県内の他市町村の者
他県	従業地・通学地が他の都道府県の者
従業・通学市区町村「不詳・外国」	従業地・通学地が現在住んでいる市区町村以外であるが、市区町村名が不詳の者又は外国の者
従業地・通学地「不詳」	従業地・通学地が不詳の者

夜間人口（常住地による人口）

調査時（令和2年10月1日）に調査の地域に常住している者をいう。

昼間人口（従業地・通学地による人口）

当該集計の結果を用いて、次の式により算出された者をいう。

なお、夜間勤務及び夜間通学の者も昼間人口に含まれているが、買い物客や観光客などは含まれていない。

[例：A市の昼間人口の算出方法]

A市の昼間人口＝A市の夜間人口－A市からの流出口^{注1)}＋A市への流入人口^{注2)}

注1) A市からA市以外への通勤・通学者数

注2) A市以外からA市への通勤・通学者数

昼夜間人口比率

次の式により算出され、100を上回っているときは昼間人口が夜間人口を上回ることを示し、100を下回っているときは昼間人口が夜間人口を下回ることを示している。

[例：A市の昼夜間人口比率の算出方法]

A市の昼夜間人口比率＝（A市の昼間人口／A市の夜間人口）×100

その他の用語

その他の用語は、『令和2年国勢調査 調査結果の利用案内－ユーザーズガイドー』を参照のこと。 <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/sankou.html>

結果の解説

利用上の注意

- ・ 本文及び図表中の数値は、表章単位未満で四捨五入している。なお、割合などの各種計算値の算出に当たっては、単位未満を含んだ数値を用いている。
- ・ 不詳補完値については参考「従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果における不詳補完値の算出方法」(20 ページ) を参照のこと。

I 従業地・通学地別人口

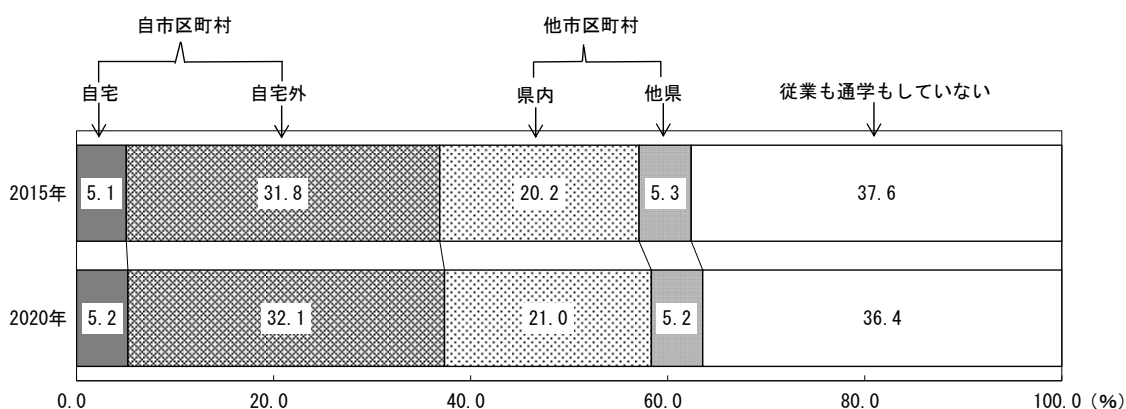
1 従業地・通学地別人口

従業又は通学をする者の割合は上昇

総人口（1億2614万6千人）を従業地・通学地別にみると、「自市区町村」が4712万3千人（総人口の37.4%）、「他市区町村」が3305万1千人（26.2%）、「従業も通学もしていない」が4597万2千人（36.4%）となっている。

総人口に占める割合を2015年と比べると、「自市区町村」が0.5ポイントの上昇、「他市区町村」が0.7ポイントの上昇となり、従業又は通学をする者の割合は上昇となっている。一方、「従業も通学もしていない」は1.2ポイントの低下となっている。（表I-1-1、図I-1-1）

図I-1-1 従業地・通学地別人口の割合—全国（2015年～2020年）



注) 不詳補完値による。

表I-1-1 従業地・通学地別人口—全国（2015年～2020年）

従業地・通学地	実数 (人)		増減数 (人)	割合 (%)		ポイント差
	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2015年 ～2020年	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2015年 ～2020年
総数	127,094,745	126,146,099	-948,646	100.0	100.0	0.0
従業も通学もしていない 1)	47,812,586	45,971,683	-1,840,903	37.6	36.4	-1.2
自市区町村	46,853,438	47,123,163	269,725	36.9	37.4	0.5
自宅	6,420,597	6,577,533	156,936	5.1	5.2	0.2
自宅外	40,432,841	40,545,630	112,789	31.8	32.1	0.3
他市区町村	32,428,721	33,051,253	622,532	25.5	26.2	0.7
県内	25,709,821	26,470,349	760,528	20.2	21.0	0.8
他県	6,718,900	6,580,904	-137,996	5.3	5.2	-0.1
うち就業者	63,409,191	64,995,224	1,586,033	100.0	100.0	0.0
自市区町村	35,010,736	35,686,132	675,396	55.2	54.9	-0.3
自宅	6,420,597	6,577,533	156,936	10.1	10.1	-0.0
自宅外	28,590,139	29,108,599	518,460	45.1	44.8	-0.3
他市区町村	28,398,455	29,309,092	910,637	44.8	45.1	0.3
県内	22,575,091	23,493,685	918,594	35.6	36.1	0.5
他県	5,823,364	5,815,407	-7,957	9.2	8.9	-0.2

注) 不詳補完値による。

1) 労働力状態「完全失業者」、「家事」及び「その他」

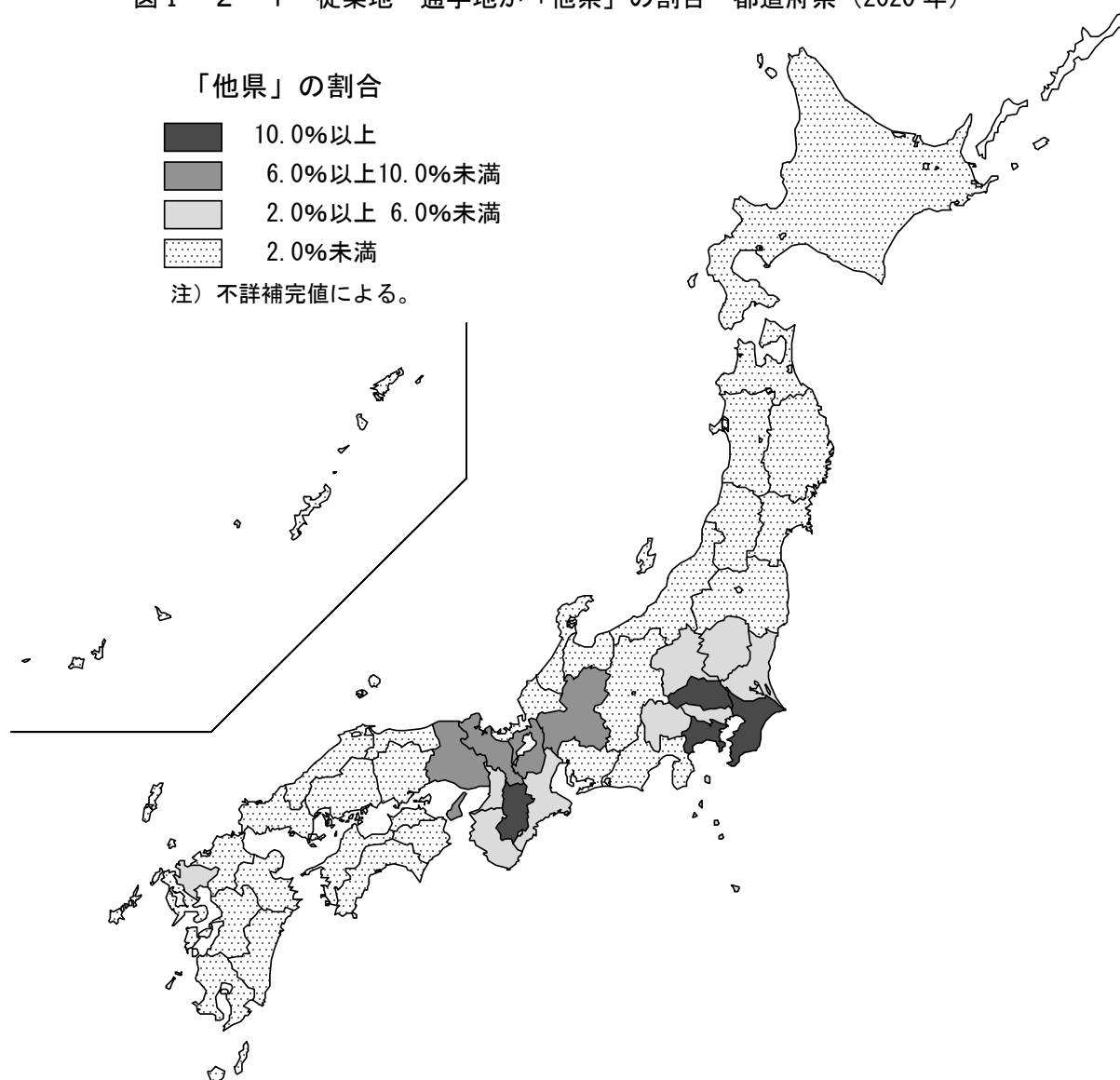
2 都道府県別の従業地・通学地別人口

埼玉県、千葉県、奈良県及び神奈川県は、「他県」に通勤又は通学している者が人口の1割を上回っている

都道府県別人口に占める従業地・通学地別の割合について、「他市区町村」をみると、「他県」は埼玉県が16.8%と最も高く、次いで千葉県(15.4%)、奈良県(14.7%)、神奈川県(14.5%)となっており、4県が1割を上回っている。また、「県内」は東京都が33.6%と最も高く、次いで大阪府(29.5%)、愛知県(28.5%)などとなっている。「他県」及び「県内」を合わせた「他市区町村」は、東京都が38.3%と最も高く、次いで神奈川県(35.9%)、埼玉県(35.3%)などとなっている。

一方、「自市区町村」は島根県が55.8%と最も高く、次いで鹿児島県(53.3%)、宮崎県(53.3%)などとなっている。(表I-2-1、図I-2-1)

図I-2-1 従業地・通学地が「他県」の割合—都道府県(2020年)



II 昼夜間人口比率

1 都道府県別昼夜間人口比率

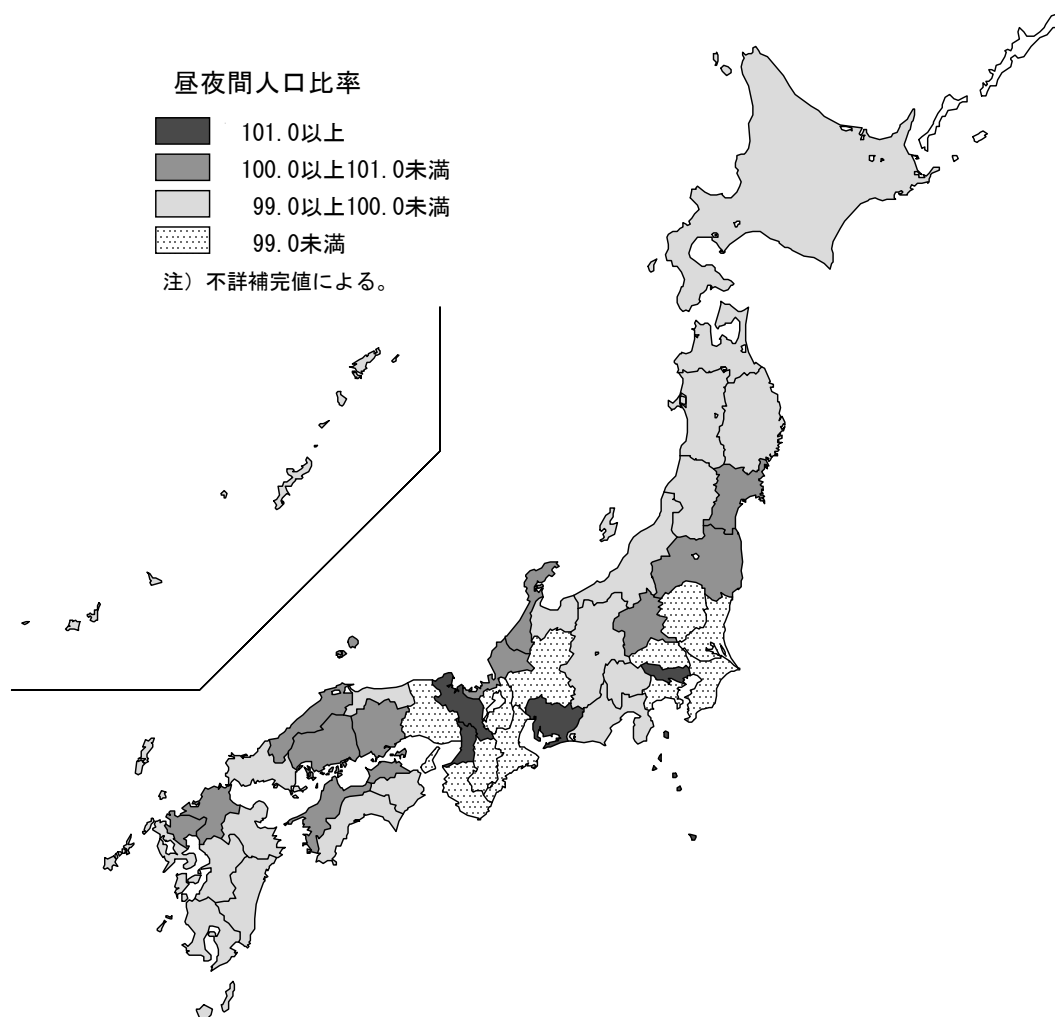
昼夜間人口比率は、東京都が119.2と最も高く、埼玉県が87.6と最も低い

昼間人口を都道府県別にみると、東京都が1675万2千人と最も多く、次いで大阪府（922万8千人）、神奈川県（830万6千人）などとなっている。

昼夜間人口比率をみると、東京都が119.2と最も高く、次いで大阪府（104.4）、京都府（102.0）などとなっており、16都府県で昼間人口が夜間人口を上回っている。一方、埼玉県が87.6と最も低く、次いで千葉県（88.3）、神奈川県（89.9）などとなっている。

昼夜間人口比率を2015年と比べると、30都府県で上昇、17都府県で低下となっている。最も上昇したのは奈良県で0.5ポイントの上昇、最も低下したのは東京都で0.9ポイントの低下となっている。（表II-1-1、図II-1-1）

図II-1-1 昼夜間人口比率—都道府県（2020年）



表Ⅱ－１－１ 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率－都道府県（2015年～2020年）

都道府県	昼間人口（人）		夜間人口（人）		昼夜間人口比率				ポイント差 2015年 ～2020年
	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2015年 (平成27年)	順位	2020年 (令和2年)	順位	
全 国	127,094,745	126,146,099	127,094,745	126,146,099	100.0	—	100.0	—	0.0
北海道	5,378,574	5,223,011	5,381,733	5,224,614	99.9	16	100.0	17	0.0
青森県	1,306,221	1,236,694	1,308,265	1,237,984	99.8	25	99.9	23	0.1
岩手県	1,277,109	1,208,267	1,279,594	1,210,534	99.8	27	99.8	28	0.0
宮城県	2,340,238	2,303,524	2,333,899	2,301,996	100.3	6	100.1	14	-0.2
秋田県	1,020,663	957,802	1,023,119	959,502	99.8	31	99.8	26	0.1
山形県	1,120,463	1,065,256	1,123,891	1,068,027	99.7	32	99.7	30	0.0
福島県	1,918,157	1,834,783	1,914,039	1,833,152	100.2	8	100.1	12	-0.1
茨城県	2,841,612	2,798,933	2,916,976	2,867,009	97.4	40	97.6	40	0.2
栃木県	1,954,842	1,913,612	1,974,255	1,933,146	99.0	37	99.0	37	-0.0
群馬県	1,971,205	1,939,475	1,973,115	1,939,110	99.9	21	100.0	16	0.1
埼玉県	6,352,309	6,434,818	7,266,534	7,344,765	87.4	47	87.6	47	0.2
千葉県	5,486,015	5,549,636	6,222,666	6,284,480	88.2	46	88.3	46	0.1
東京都	16,243,403	16,751,563	13,515,271	14,047,594	120.2	1	119.2	1	-0.9
神奈川県	8,196,565	8,305,714	9,126,214	9,237,337	89.8	44	89.9	45	0.1
新潟県	2,302,596	2,200,535	2,304,264	2,201,272	99.9	19	100.0	18	0.0
富山県	1,064,187	1,032,879	1,066,328	1,034,814	99.8	28	99.8	27	0.0
石川県	1,156,324	1,134,490	1,154,008	1,132,526	100.2	10	100.2	7	-0.0
福井県	786,997	768,409	786,740	766,863	100.0	14	100.2	6	0.2
山梨県	829,417	804,590	834,930	809,974	99.3	36	99.3	36	-0.0
長野県	2,094,478	2,042,473	2,098,804	2,048,011	99.8	29	99.7	31	-0.1
岐阜県	1,950,497	1,906,495	2,031,903	1,978,742	96.0	42	96.3	42	0.4
静岡県	3,693,931	3,627,009	3,700,305	3,633,202	99.8	26	99.8	25	0.0
愛知県	7,590,559	7,637,684	7,483,128	7,542,415	101.4	4	101.3	4	-0.2
三重県	1,783,804	1,742,174	1,815,865	1,770,254	98.2	38	98.4	38	0.2
滋賀県	1,363,816	1,366,079	1,412,916	1,413,610	96.5	41	96.6	41	0.1
京都府	2,659,386	2,629,414	2,610,353	2,578,087	101.9	3	102.0	3	0.1
大阪府	9,245,167	9,227,865	8,839,469	8,837,685	104.6	2	104.4	2	-0.2
兵庫県	5,272,203	5,209,889	5,534,800	5,465,002	95.3	43	95.3	43	0.1
奈良県	1,224,103	1,195,079	1,364,316	1,324,473	89.7	45	90.2	44	0.5
和歌山県	946,239	907,795	963,579	922,584	98.2	39	98.4	39	0.2
鳥取県	572,563	552,250	573,441	553,407	99.8	24	99.8	29	-0.1
島根県	694,964	672,099	694,352	671,126	100.1	11	100.1	9	0.1
岡山県	1,922,577	1,890,186	1,921,525	1,888,432	100.1	12	100.1	11	0.0
広島県	2,850,046	2,803,893	2,843,990	2,799,702	100.2	9	100.1	8	-0.1
山口県	1,399,191	1,337,227	1,404,729	1,342,059	99.6	34	99.6	34	0.0
徳島県	752,867	716,553	755,733	719,559	99.6	33	99.6	35	-0.0
香川県	978,862	951,414	976,263	950,244	100.3	7	100.1	10	-0.1
愛媛県	1,385,333	1,335,909	1,385,262	1,334,841	100.0	15	100.1	13	0.1
高知県	727,443	690,651	728,276	691,527	99.9	23	99.9	24	-0.0
福岡県	5,103,248	5,136,448	5,101,556	5,135,214	100.0	13	100.0	15	-0.0
佐賀県	836,717	817,005	832,832	811,442	100.5	5	100.7	5	0.2
長崎県	1,374,174	1,308,735	1,377,187	1,312,317	99.8	30	99.7	32	-0.1
熊本県	1,777,601	1,732,343	1,786,170	1,738,301	99.5	35	99.7	33	0.1
大分県	1,165,478	1,123,167	1,166,338	1,123,852	99.9	20	99.9	20	0.0
宮崎県	1,103,353	1,068,556	1,104,069	1,069,576	99.9	18	99.9	22	-0.0
鹿児島県	1,646,565	1,586,860	1,648,177	1,588,256	99.9	22	99.9	21	0.0
沖縄県	1,432,683	1,466,856	1,433,566	1,467,480	99.9	17	100.0	19	0.0

注) 不詳補完値による。

2 政令指定都市及び東京都特別区部別昼夜間人口比率

昼夜間人口比率は、大阪府大阪市が132.5と最も高い

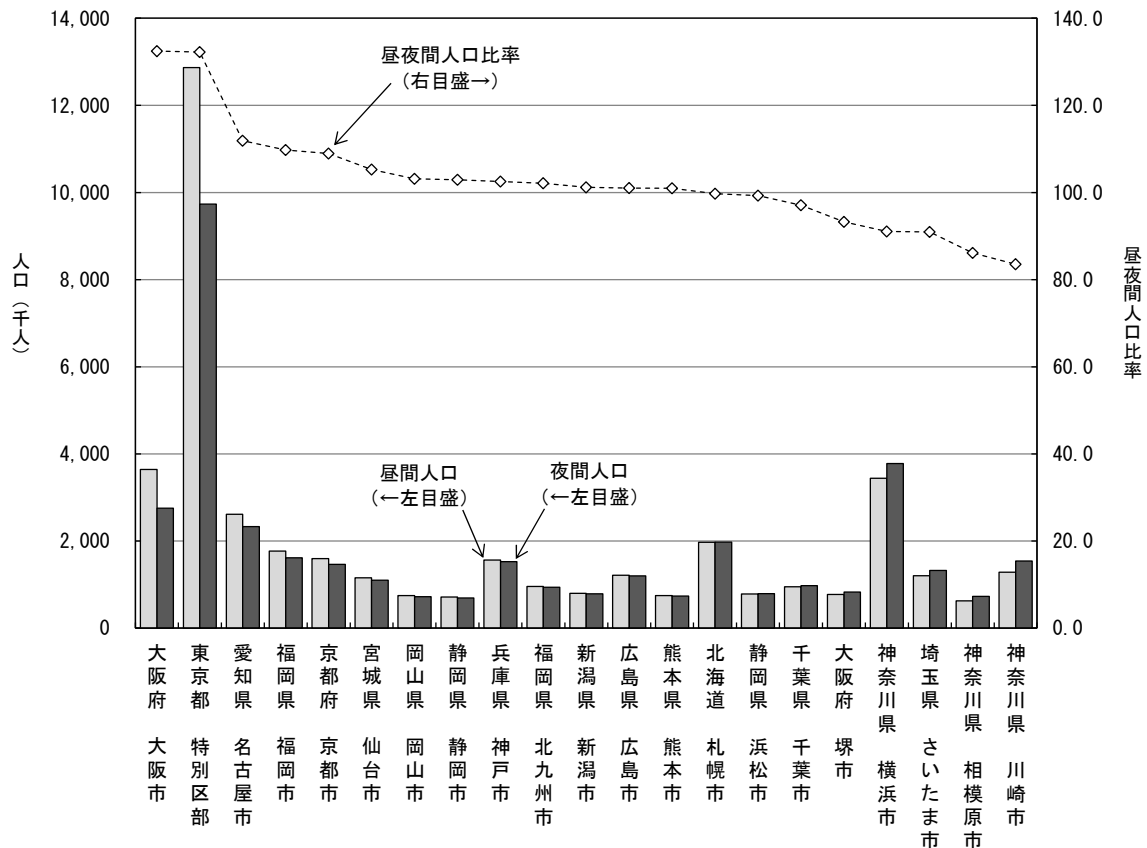
昼間人口を政令指定都市及び東京都特別区部別にみると、東京都特別区部が1287万人と最も多く、次いで大阪府大阪市(364万6千人)、神奈川県横浜市(344万人)などとなっている。

昼夜間人口比率をみると、大阪府大阪市が132.5と最も高く、次いで東京都特別区部(132.2)、愛知県名古屋市(111.9)などとなっており、12市及び東京都特別区部で昼間人口が夜間人口を上回っている。一方、神奈川県川崎市が83.6と最も低く、次いで神奈川県相模原市(86.2)、埼玉県さいたま市(90.9)などとなっている。

昼夜間人口比率を2015年と比べると、3市で上昇、17市及び東京都特別区部で低下となっている。最も上昇したのは神奈川県横浜市で0.6ポイントの上昇、最も低下したのは東京都特別区部で1.7ポイントの低下となっている。

(表Ⅱ-2-1、図Ⅱ-2-1)

図Ⅱ-2-1 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率
—政令指定都市及び東京都特別区部(2020年)



注) 不詳補完値による。

表Ⅱ－２－１ 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率
 ー政令指定都市及び東京都特別区部（2015年～2020年）

順位 ¹⁾	政令指定都市 ・ 東京都特別区部	昼間人口（人）		夜間人口（人）		昼夜間人口比率		ポイント差 2015年 ～2020年
		2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	
1 (2)	大阪府 大阪市	3,604,478	3,645,921	2,691,185	2,752,412	133.9	132.5	-1.5
2 (1)	東京都 特別区部	12,422,921	12,870,173	9,272,740	9,733,276	134.0	132.2	-1.7
3 (3)	愛知県 名古屋市	2,594,841	2,609,745	2,295,638	2,332,176	113.0	111.9	-1.1
4 (4)	福岡県 福岡市	1,705,028	1,769,643	1,538,681	1,612,392	110.8	109.8	-1.1
5 (5)	京都府 京都市	1,610,077	1,594,930	1,475,183	1,463,723	109.1	109.0	-0.2
6 (6)	宮城県 仙台市	1,147,592	1,154,586	1,082,159	1,096,704	106.0	105.3	-0.8
7 (7)	岡山県 岡山市	746,795	747,281	719,474	724,691	103.8	103.1	-0.7
8 (8)	静岡県 静岡市	726,526	713,745	704,989	693,389	103.1	102.9	-0.1
9 (9)	兵庫県 神戸市	1,576,599	1,564,007	1,537,272	1,525,152	102.6	102.5	-0.0
10 (10)	福岡県 北九州市	984,519	959,146	961,286	939,029	102.4	102.1	-0.3
11 (12)	新潟県 新潟市	821,867	798,479	810,157	789,275	101.4	101.2	-0.3
12 (13)	広島県 広島市	1,210,470	1,213,104	1,194,034	1,200,754	101.4	101.0	-0.3
13 (11)	熊本県 熊本市	753,492	746,115	740,822	738,865	101.7	101.0	-0.7
14 (14)	北海道 札幌市	1,952,057	1,968,338	1,952,356	1,973,395	100.0	99.7	-0.2
15 (15)	静岡県 浜松市	792,567	784,884	797,980	790,718	99.3	99.3	-0.1
16 (16)	千葉県 千葉市	944,023	946,610	971,882	974,951	97.1	97.1	-0.0
17 (17)	大阪府 堺市	782,117	770,547	839,310	826,161	93.2	93.3	0.1
18 (19)	神奈川県 横浜市	3,369,948	3,440,070	3,724,844	3,777,491	90.5	91.1	0.6
19 (18)	埼玉県 さいたま市	1,155,613	1,204,080	1,263,979	1,324,025	91.4	90.9	-0.5
20 (20)	神奈川県 相模原市	619,393	625,027	720,780	725,493	85.9	86.2	0.2
21 (21)	神奈川県 川崎市	1,252,752	1,285,285	1,475,213	1,538,262	84.9	83.6	-1.4

注) 不詳補完値による。

1) 2020年の昼夜間人口比率による。なお、()は、2015年の昼夜間人口比率による。

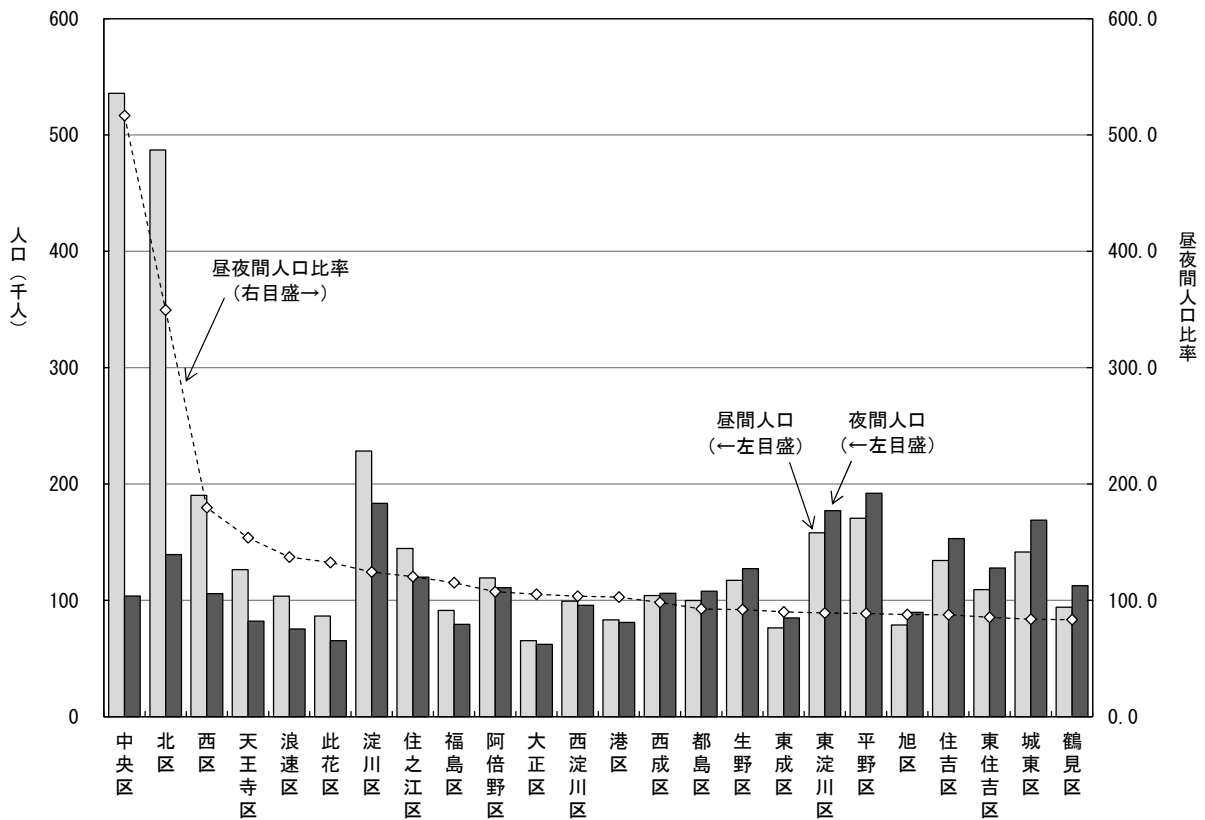
大阪府大阪市の昼夜間人口比率は、中央区が516.6と最も高く、鶴見区が83.5と最も低い

大阪府大阪市の昼間人口を区別にみると、中央区が53万6千人と最も多く、次いで北区（48万7千人）、淀川区（22万8千人）などとなっている。

昼夜間人口比率をみると、中央区が516.6と最も高く、次いで北区（349.5）、西区（179.7）などとなっており、13区で昼間人口が夜間人口を上回っている。一方、鶴見区が83.5と最も低く、次いで城東区（83.8）、東住吉区（85.5）などとなっている。

昼夜間人口比率を2015年と比べると、4区で上昇、20区で低下となっている。最も上昇したのは此花区で5.8ポイントの上昇、最も低下したのは中央区で41.8ポイントの低下となっている。（表Ⅱ-2-2、図Ⅱ-2-2）

図Ⅱ-2-2 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率—大阪府大阪市（2020年）



注) 不詳補完値による。

表Ⅱ－２－２ 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率－大阪府大阪市（2015年～2020年）

順位 ¹⁾	区	昼間人口（人）		夜間人口（人）		昼夜間人口比率		ポイント差 2015年 ～2020年
		2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	
	大 阪 市	3,604,478	3,645,921	2,691,185	2,752,412	133.9	132.5	-1.5
1 (1)	中 央 区	519,650	535,834	93,069	103,726	558.3	516.6	-41.8
2 (2)	北 区	458,394	487,123	123,667	139,376	370.7	349.5	-21.2
3 (3)	西 区	184,949	190,260	92,430	105,862	200.1	179.7	-20.4
4 (4)	天 王 寺 区	124,897	126,423	75,729	82,148	164.9	153.9	-11.0
5 (5)	浪 速 区	101,321	103,633	69,766	75,504	145.2	137.3	-8.0
6 (7)	此 花 区	84,506	86,518	66,656	65,251	126.8	132.6	5.8
7 (6)	淀 川 区	226,198	228,358	176,201	183,444	128.4	124.5	-3.9
8 (9)	住 之 江 区	142,755	144,533	122,988	120,072	116.1	120.4	4.3
9 (8)	福 島 区	89,759	91,393	72,484	79,328	123.8	115.2	-8.6
10 (10)	阿 倍 野 区	119,781	119,223	107,626	110,995	111.3	107.4	-3.9
11 (13)	大 正 区	67,585	65,287	65,141	62,083	103.8	105.2	1.4
12 (11)	西 淀 川 区	99,361	99,274	95,490	95,864	104.1	103.6	-0.5
13 (12)	港 区	85,130	83,295	82,035	80,948	103.8	102.9	-0.9
14 (14)	西 成 区	110,345	104,163	111,883	106,111	98.6	98.2	-0.5
15 (17)	都 島 区	96,730	99,917	104,727	107,904	92.4	92.6	0.2
16 (16)	生 野 区	121,942	117,253	130,167	127,309	93.7	92.1	-1.6
17 (15)	東 成 区	77,001	76,482	80,563	84,906	95.6	90.1	-5.5
18 (18)	東 淀 川 区	158,764	158,036	175,530	177,120	90.4	89.2	-1.2
19 (20)	平 野 区	174,710	170,668	196,633	192,152	88.9	88.8	-0.0
20 (19)	旭 区	82,066	78,842	91,608	89,670	89.6	87.9	-1.7
21 (21)	住 吉 区	136,060	134,308	154,239	153,056	88.2	87.8	-0.5
22 (22)	東 住 吉 区	109,303	109,278	126,299	127,849	86.5	85.5	-1.1
23 (23)	城 東 区	139,137	141,717	164,697	169,043	84.5	83.8	-0.6
24 (24)	鶴 見 区	94,134	94,103	111,557	112,691	84.4	83.5	-0.9

注) 不詳補完値による。

1) 2020年の昼夜間人口比率による。なお、()は、2015年の昼夜間人口比率による。

東京都特別区部の昼夜間人口比率は、千代田区が1,753.7と最も高く、練馬区が72.2と最も低い

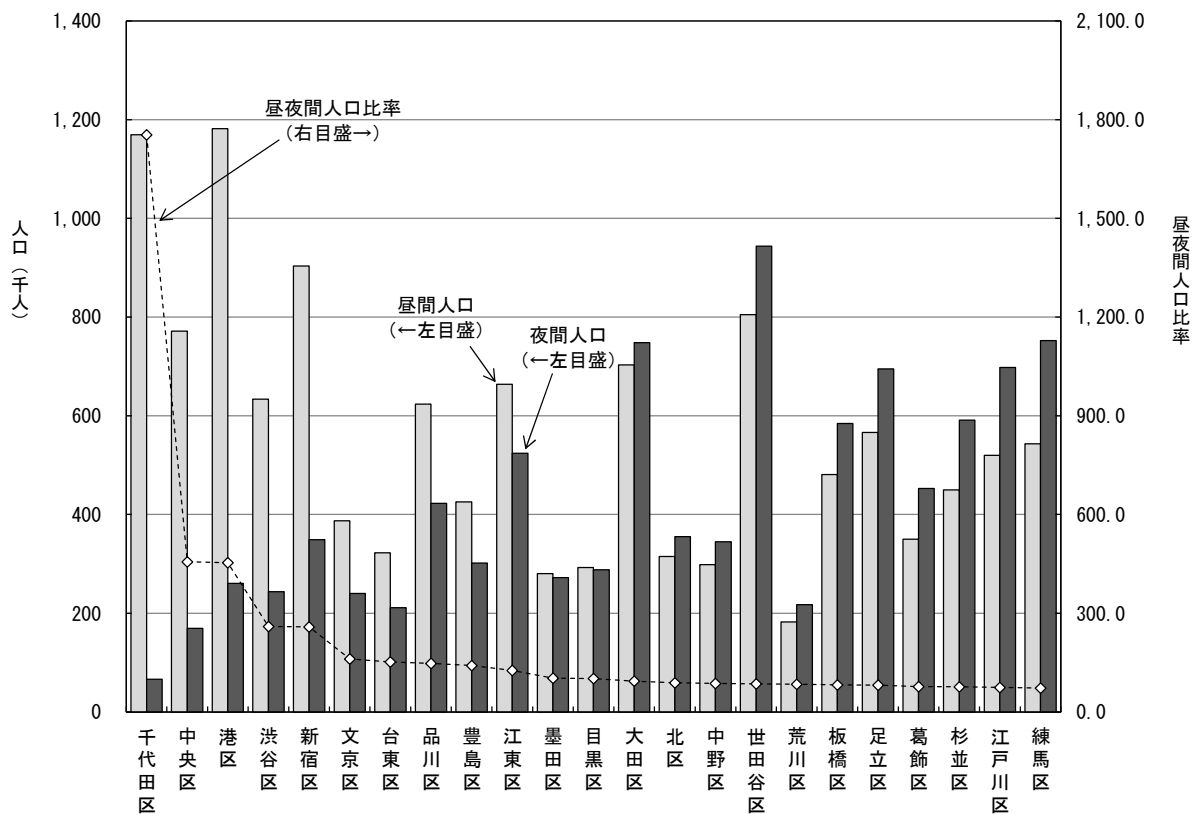
東京都特別区部の昼間人口を区別にみると、港区が118万2千人と最も多く、次いで千代田区（116万9千人）、新宿区（90万3千人）などとなっている。

昼夜間人口比率をみると、千代田区が1,753.7と最も高く、次いで中央区(456.1)、港区（453.7）などとなっており、12区で昼間人口が夜間人口を上回っている。一方、練馬区が72.2と最も低く、次いで江戸川区（74.5）、杉並区（76.1）などとなっている。

昼夜間人口比率を2015年と比べると、全ての区で低下となっている。最も低下したのは千代田区で123.7ポイントの低下となっている。

(表Ⅱ-2-3、図Ⅱ-2-3)

図Ⅱ-2-3 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率—東京都特別区部（2020年）



注) 不詳補完値による。

表Ⅱ－２－３ 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率－東京都特別区部（2015年～2020年）

順位 ¹⁾	区	昼間人口（人）		夜間人口（人）		昼夜間人口比率		ポイント差 2015年 ～2020年
		2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	
	特別区部	12,422,921	12,870,173	9,272,740	9,733,276	134.0	132.2	-1.7
1 (1)	千代田区	1,096,555	1,169,399	58,406	66,680	1,877.5	1,753.7	-123.7
2 (2)	中央区	735,352	771,583	141,183	169,179	520.9	456.1	-64.8
3 (3)	港区	1,131,660	1,181,809	243,283	260,486	465.2	453.7	-11.5
4 (4)	渋谷区	619,985	633,452	224,533	243,883	276.1	259.7	-16.4
5 (5)	新宿区	873,822	903,456	333,560	349,385	262.0	258.6	-3.4
6 (6)	文京区	377,567	387,128	219,724	240,069	171.8	161.3	-10.6
7 (7)	台東区	315,063	322,438	198,073	211,444	159.1	152.5	-6.6
8 (8)	品川区	575,751	623,482	386,855	422,488	148.8	147.6	-1.3
9 (9)	豊島区	424,546	425,646	291,167	301,599	145.8	141.1	-4.7
10 (10)	江東区	635,428	663,805	498,109	524,310	127.6	126.6	-1.0
11 (11)	墨田区	278,448	280,440	256,274	272,085	108.7	103.1	-5.6
12 (12)	目黒区	283,258	292,724	277,622	288,088	102.0	101.6	-0.4
13 (13)	大田区	678,479	703,426	717,082	748,081	94.6	94.0	-0.6
14 (14)	北区	307,566	315,072	341,076	355,213	90.2	88.7	-1.5
15 (15)	中野区	285,320	298,711	328,215	344,880	86.9	86.6	-0.3
16 (16)	世田谷区	772,500	804,830	903,346	943,664	85.5	85.3	-0.2
17 (17)	荒川区	181,227	182,358	212,264	217,475	85.4	83.9	-1.5
18 (18)	板橋区	472,431	480,957	561,916	584,483	84.1	82.3	-1.8
19 (19)	足立区	554,364	566,277	670,122	695,043	82.7	81.5	-1.3
20 (20)	葛飾区	344,242	349,865	442,913	453,093	77.7	77.2	-0.5
21 (21)	杉並区	435,308	450,008	563,997	591,108	77.2	76.1	-1.1
22 (22)	江戸川区	511,890	519,824	681,298	697,932	75.1	74.5	-0.7
23 (23)	練馬区	532,159	543,483	721,722	752,608	73.7	72.2	-1.5

注) 不詳補完値による。

1) 2020年の昼夜間人口比率による。なお、()は、2015年の昼夜間人口比率による。

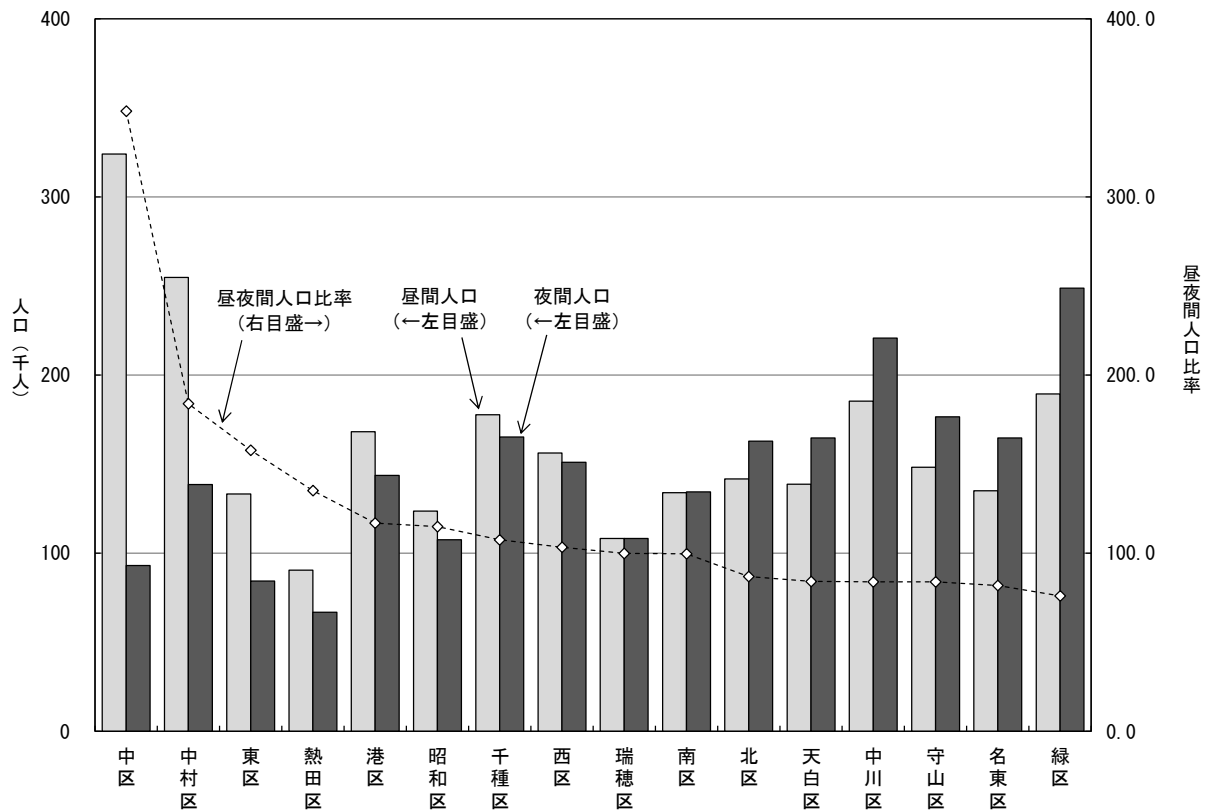
愛知県名古屋市の昼夜間人口比率は、中区が348.2と最も高く、緑区が76.1と最も低い

愛知県名古屋市の昼間人口を区別にみると、中区が32万4千人と最も多く、次いで中村区(25万5千人)、緑区(18万9千人)などとなっている。

昼夜間人口比率をみると、中区が348.2と最も高く、次いで中村区(183.9)、東区(157.9)などとなっており、8区で昼間人口が夜間人口を上回っている。一方、緑区が76.1と最も低く、次いで名東区(82.0)、守山区(84.0)などとなっている。

昼夜間人口比率を2015年と比べると、2区で上昇、14区で低下となっている。最も上昇したのは中村区で5.6ポイントの上昇、最も低下したのは中区で40.8ポイントの低下となっている。(表Ⅱ-2-4、図Ⅱ-2-4)

図Ⅱ-2-4 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率—愛知県名古屋市(2020年)



注) 不詳補完値による。

表Ⅱ－２－４ 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率－愛知県名古屋市（2015年～2020年）

順位 ¹⁾	区	昼間人口（人）		夜間人口（人）		昼夜間人口比率		ポイント差 2015年 ～2020年
		2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	
	名古屋市	2,594,841	2,609,745	2,295,638	2,332,176	113.0	111.9	-1.1
1 (1)	中区	323,668	324,156	83,203	93,100	389.0	348.2	-40.8
2 (2)	中村区	237,584	254,921	133,206	138,599	178.4	183.9	5.6
3 (3)	東区	127,091	133,257	78,043	84,392	162.8	157.9	-4.9
4 (4)	熱田区	90,660	90,517	65,895	66,957	137.6	135.2	-2.4
5 (6)	港区	171,291	168,165	146,745	143,715	116.7	117.0	0.3
6 (5)	昭和区	126,694	123,647	107,170	107,599	118.2	114.9	-3.3
7 (7)	千種区	180,117	177,759	164,696	165,245	109.4	107.6	-1.8
8 (8)	西区	155,508	156,256	149,098	151,082	104.3	103.4	-0.9
9 (9)	瑞穂区	108,798	108,215	105,357	108,332	103.3	99.9	-3.4
10 (10)	南区	137,360	134,066	136,935	134,510	100.3	99.7	-0.6
11 (11)	北区	142,941	141,734	163,579	162,956	87.4	87.0	-0.4
12 (12)	天白区	139,996	138,831	162,683	164,817	86.1	84.2	-1.8
13 (13)	中川区	187,713	185,422	220,281	220,728	85.2	84.0	-1.2
14 (14)	守山区	145,634	148,291	172,845	176,587	84.3	84.0	-0.3
15 (15)	名東区	134,514	135,049	164,080	164,755	82.0	82.0	-0.0
16 (16)	緑区	185,272	189,459	241,822	248,802	76.6	76.1	-0.5

注) 不詳補完値による。

1) 2020年の昼夜間人口比率による。なお、()は、2015年の昼夜間人口比率による。

3 市区町村別昼夜間人口比率

昼夜間人口比率は、東京都千代田区が1,753.7と最も高く、宮城県七ヶ浜町が66.2と最も低い

昼夜間人口比率を市区町村別にみると、東京都千代田区が1,753.7と最も高く、次いで福島県大熊町（688.0）、大阪府大阪市中央区（516.6）などとなっている。

一方、宮城県七ヶ浜町が66.2と最も低く、次いで東京都狛江市（67.7）、神奈川県川崎市宮前区（68.2）などとなっている。（表Ⅱ－3－1）

表Ⅱ－3－1 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率－上位20市区町村（2020年）

昼夜間人口比率の高い市区町村					昼夜間人口比率の低い市区町村				
順位	市区町村	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間 人口比率	順位	市区町村	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間 人口比率
1	東京都 千代田区	1,169,399	66,680	1,753.7	1	宮城県 七ヶ浜町	12,006	18,132	66.2
2	福島県 大熊町	5,827	847	688.0	2	東京都 狛江市	57,407	84,772	67.7
3	大阪府 大阪市中央区	535,834	103,726	516.6	3	神奈川県 川崎市宮前区	159,518	233,728	68.2
4	東京都 中央区	771,583	169,179	456.1	4	埼玉県 富士見市	77,112	111,859	68.9
5	東京都 港区	1,181,809	260,486	453.7	5	愛知県 大治町	22,662	32,399	69.9
6	大阪府 大阪府北区	487,123	139,376	349.5	6	埼玉県 さいたま市南区	135,030	191,563	70.5
7	愛知県 名古屋市中区	324,156	93,100	348.2	7	富山県 舟橋村	2,240	3,132	71.5
8	愛知県 飛島村	14,731	4,575	322.0	8	神奈川県 川崎市多摩区	159,672	221,734	72.0
9	東京都 渋谷区	633,452	243,883	259.7	9	東京都 練馬区	543,483	752,608	72.2
10	東京都 新宿区	903,456	349,385	258.6	10	大阪府 豊能町	13,246	18,279	72.5
11	栃木県 芳賀町	33,758	14,961	225.6	11	山形県 中山町	7,842	10,746	73.0
12	福島県 浪江町	4,221	1,923	219.5	12	和歌山県 日高町	5,603	7,673	73.0
13	福島県 富岡町	4,668	2,128	219.4	13	千葉県 大網白里市	35,164	48,129	73.1
14	神奈川県 横浜市西区	220,817	104,935	210.4	14	山形県 山辺町	10,063	13,725	73.3
15	兵庫県 神戸市中央区	308,475	147,518	209.1	15	石川県 内灘町	19,515	26,574	73.4
16	京都府 久御山町	31,499	15,250	206.6	16	神奈川県 横浜市南区	146,538	198,157	74.0
17	福島県 葛尾村	863	420	205.5	17	茨城県 利根町	11,402	15,340	74.3
18	宮城県 大衡村	11,267	5,849	192.6	18	神奈川県 二宮町	20,493	27,564	74.3
19	愛知県 名古屋市中村区	254,921	138,599	183.9	19	東京都 江戸川区	519,824	697,932	74.5
20	福島県 飯舘村	2,370	1,318	179.8	20	奈良県 平群町	13,448	18,009	74.7

注) 不詳補完値による。また、夜間人口が0人であった福島県双葉町は含まない。

参 考

令和 2 年国勢調査の概要

調査の目的

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、令和 2 年国勢調査はその 21 回目に当たり、実施 100 年の節目となる調査である。

調査の時期

令和 2 年国勢調査は、令和 2 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

調査の法的根拠

令和 2 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

調査の地域

令和 2 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- ① 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- ② 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

令和 2 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。

ここでいう「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれに述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校若しくは同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

- ② 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き3か月以上入院している者は、その病院又は診療所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- ③ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶。なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- ④ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- ⑤ 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

なお、本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- ① 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- ② 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

令和2年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を15項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を4項目、計19項目について調査した。

調査の方法

令和2年国勢調査は、総務省（統計局）一都道府県一市区町村一国勢調査指導員一国勢調査員一世帯の流れにより行った。

令和2年9月14日から国勢調査員が世帯を訪問し、インターネットで回答するための書類と紙の調査票を同時に配布する方法により実施した。

調査の回答は、インターネット、郵送、調査員への提出の三つの方法があり、インターネット回答は、郵送提出・調査員への提出より先行して行えることとした。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目をその近隣の者に質問することにより調査した。

集計体系及び結果の公表・提供等

集計体系及び結果の公表・提供等については、「令和2年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧」（21ページ）を参照のこと。

従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果における不詳補完値の算出方法

令和2年国勢調査の集計に当たり、結果利用者の利便性向上を図るため、主な項目の集計結果（原数値）に含まれる「不詳」をあん分等によって補完した「不詳補完値」を算出し、これを表章した統計表を参考表として提供している。本冊子に記載する数値は、不詳補完値を用いており、5年前との比較においては、平成27年国勢調査を同様の方法で遡及集計した結果（不詳補完値）を用いている。

従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果における不詳補完値の算出方法は、次のとおりである。

処理の対象：主要な統計表^{※1}における労働力状態、従業地・通学地の不詳^{※2}

※1 不詳補完値を表章した参考表の詳細については、以下のURLを参照されたい。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&lid=000001283576>

※2 従業地・通学地は、従業・通学市区町村「不詳・外国」及び従業地・通学地「不詳」

処理の概要：

- ① 世帯の種類別、男女別、労働力状態別、従業地・通学地別による詳細なクロス集計表を、市区町村別に作成
- ② ①のクロス集計表における、労働力状態、従業地・通学地の不詳を、不詳以外のデータの構成比に応じたあん分により補完
- ③ ②から、参考表を構成

なお、補完前の集計結果（原数値）は、次のとおりである。

補完前の集計結果（原数値）

労働力状態別人口		
労働力状態	人口（人）	
	2015年	2020年
総数	127,094,745	126,146,099
就業者	58,919,306	57,643,398
通学者	15,100,211	13,972,648
従業も通学もしていない	44,386,143	39,843,592
労働力状態「不詳」	8,689,085	14,686,461

従業地・通学地別人口		
従業地・通学地	人口（人）	
	2015年	2020年
常住地による人口（夜間人口）	127,094,745	126,146,099
従業も通学もしていない	44,386,143	39,843,592
自市区町村	42,335,347	40,816,442
自宅	5,882,836	5,766,887
自宅外	36,452,511	35,049,555
他市区町村	28,432,341	28,072,270
県内	22,306,205	22,099,347
他県	5,812,650	5,455,865
従業・通学市区町村「不詳・外国」	313,486	517,058
従業地・通学地「不詳」	11,940,914	17,413,795

令和2年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集計区分		集計内容	産業分類	職業分類	集計対象	表章地域	全国結果の公表予定	結果の公表及び提供の方法
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供	—	—	全数	全国、都道府県、市区町村	令和3年6月25日	インターネットを利用する方法等によって公表。 人口は公表日に官報に公示
	基本集計	人口等基本集計	—	—	全数	全国、都道府県、市区町村	令和3年11月30日	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。 人口等基本集計の人口及び世帯数(確定人口・世帯数)は公表後に官報に公示
	就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類			令和4年5月27日	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行
抽出詳細集計		就業者の産業・職業小分類別構成等に関する詳細な結果	小分類	小分類	抽出	全国、都道府県、市区町村	令和4年12月	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国、都道府県、市区町村	令和4年7月22日	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	—	—	全数	全国、都道府県、市区町村	令和4年2月28日	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行
	移動人口の就業状態等集計	移動人口の労働力状態、産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類		全国、都道府県、市区町村	令和4年8月	
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な事項の結果	—	—	全数	町丁・字等、基本単位区、地域メッシュ	令和4年2月10日	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表
	就業状態等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する基本的な事項の結果	大分類	大分類			令和4年7月6日	
	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	—	—			当該集計区分の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を施した上で、速やかに公表	
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果	—	—			令和4年4月6日	

1) 「産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。

2) 「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。

国勢調査は 100 年になります



【解説】

令和 2 年国勢調査は、大正 9 年の調査開始から 100 年を迎え、節目の調査となるため国勢調査 100 年記念ロゴマークを作成しました。

このデザインは樹齢 100 年のケヤキの木をモチーフに、国勢調査の実りが表現されています。ケヤキは樹齢 1500 年にも達する樹木であり、これからも連綿と続く日本の未来を表しています。

問合せ先



総務省統計局

統計調査部 国勢統計課 審査発表係

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

TEL：(代表) 03(5273)2020 内線34399

(直通) 03(5273)1156

Eメール： c-shinsa@soumu.go.jp

ホームページ

<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html>

この冊子は、次の URL からダウンロードできます。

<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>

「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」(<https://www.e-stat.go.jp/>) でも、統計データ等の各種統計情報が御覧いただけます。

本冊子に掲載されたデータを引用・転載する場合には、出典の表記をお願いいたします。

(例：出典：「令和 2 年国勢調査結果」(総務省統計局))

* 結果の概要は、統計メールニュースでも配信しています。

メールニュースのお申込みは、統計局ホームページから。